

国立大学法人東京医科歯科大学設計・監理等業務委託契約要項

平成16年4月1日
制 定

(趣旨)

第1条 国立大学法人東京医科歯科大学(以下「本学」という。)における施設整備事業に伴う設計及び監理業務の委託契約に係る事務処理については、国立大学法人東京医科歯科大学会計規程(平成16年規程第3号)その他の規程・規則又はこれらに基づく特段の定めによるほか、この要項の定めるところによる。

(設計・監理に係る委託報酬額)

第2条 本学が発注する請負工事設計及び監理業務の委託報酬額の算出は、国立文教施設整備に係る設計及び監理業務委託報酬額の算出について(平成21年文教施設企画部長通知21文科施第6071号)の規定を準用するものとする。

(設計に係る要項の準用)

第3条 設計に係る本規定の運用においては、設計業務委託契約要項について(平成10年文教施設部長通知文施指第166号)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「国庫」を「東京医科歯科大学」と読替えるものとする。

(要項の運用)

第4条 前条による規定の運用については、設計業務委託契約要項及び設計業務委託現場説明書書式について(平成15年監理室長通知15施企第4号)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」、「予算決算及び会計令」を「東京医科歯科大学会計規程等」と読替えるものとする。

(設計業務委託特記仕様書書式)

第5条 本学が発注する設計業務における仕様書書式については、設計業務委託特記仕様書の改定について(平成30年文教施設企画・防災部参事官通知30施参事第47号)の規定を準用するものとする。

(設計業務委託現場説明書書式)

第6条 本学が実施する設計業務委託における現場説明書の書式については、設計業務委託現場説明書書式について(平成15年監理室長通知15施企第4号)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「歳入歳出外現金出納官吏」及び「政府保管有価証券取扱主任官」をそれぞれ「金銭出納担当者」、「契約担当官等」を「経理責任者」、「官職氏名」を「役職氏名」と読替えるものとする。

(測量調査等に係る要項の準用)

第7条 測量調査等に係る本規程の運用においては、測量調査等請負契約要項について(平成15年文教施設部長通知15文科施第164号)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中「国庫」を「東京医科歯科大学」と読替えるものとする。

(共同設計方式の取扱い)

第8条 建設工事に係る設計業務を設計共同体に委託する場合の取扱いについては、建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて(平成11年文教施設部長通知文施指第175号)の規定を準用するものとする。この場合において、同規程中、「契約担当官等」を「経理責任者」と読替えるものとする。

(監理に係る要項等の準用)

第9条 監理に係る本規定の運用においては、工事監理業務委託契約要項について(平成20年文教施設企画部長通知19文科施第513号)の規定を準用するものとする。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(令和元年10月7日制定)

この要項は、令和元年10月7日から施行し、令和元年10月1日から適用する。